課長		課長補佐		合議		係長		係		検算	
								設計年月日		令和8年6月26日	

備 品 購 入 内 訳 書

道の駅のと千里浜増築工事備品購入業務(その1)

納入場所	羽咋市千里浜町地内
納入期限	令和9年3月15日
詳細は別紙仕様書の通り	
附属図面	葉
右仕様	

設　計　用　紙　　石川県羽咋市

一、係員の指示する場所に養生搬入し、後片付けをするものとする。

一、運搬費、組立費、設置費は業者負担とする。

一、他メーカーの同等製品で見積する場合は、見積書提出期限の2日前までにカタログ及び仕様書を提出して商工観光課の承認を得ること。

道の駅のと千里浜増築工事備品購入業務（その1）仕様書

名　　称	品質・形状・摘要	単位	数　量	単　価	金　　額	参考　メーカー	品番
1．厨房機器設備							
ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ冷凍冷蔵庫	・寸法（mm）　W2300×D2850×H2460 ・配管口径（A）　排水（機器側）25×2、配水（設備側）50×2 ・電気（60Hz、kW）　単相100V　0.4、三相200V　1.725,1.795 ・床付ウォークイン標準、冷凍機別置き ・据付費共	台	1			ホシザキ	PRF-23CC-0.96/22CC-1.06
ｼｪﾙﾌ	・寸法（mm）　W1220×D610×H1630 ・ベンチ型4段 ・据付費共	台	4				－
移動ﾃｰﾌﾞﾙ	・寸法（mm）　W900×D600×H850 ・据付費共	台	1				－
包丁ﾏﾅ板UV殺菌庫	・寸法（mm）　W300×D450×H1550 ・配管口径（A）　排水（機器側）25、排水（設備側）50 ・電気（60Hz、kW）　単相100V　0.33 ・据付費共	台	1			ホシザキ	UVS-30A
ﾜｰｸﾃｰﾌﾞﾙ	・寸法（mm）　W900×D600×H850 ・据付費共	台	1				－
二槽ｼﾝｸ	・寸法（mm）　W1500×D600×H850 ・配管口径（A）　給水15×2、給湯15×2、排水（機器側）40×2、排水（設備側）50×2 ・US304仕様 ・据付費共	台	1				－
電解水生成装置WOX	・寸法（mm）　W285×D145×H335 ・配管口径（A）　給水15GV、排水（機器側）φ6×2、排水（設備側）　シンクへ ・電気（60Hz、kW）　単相100V　0.17 ・据付費共	台	1			ホシザキ	WOX-50WB
冷凍庫	・寸法（mm）　W1500×D800×H1910 ・配管口径（A）　排水（機器側）φ26、排水（設備側）50 ・電気（60Hz、kW）　三相200V　0.658 ・定格内容積：1335L ・据付費共	台	1			ホシザキ	HF-150B3
冷蔵庫	・寸法（mm）　W1500×D800×H1910 ・配管口径（A）　排水（機器側）φ30、排水（設備側）50 ・電気（60Hz、kW）　三相200V　0.294 ・定格内容積：1347L ・据付費共	台	1			ホシザキ	HR-150B3-ML
ｷｬﾋﾞﾈｯﾄﾃｰﾌﾞﾙ	・寸法（mm）　W1800×D600×H850 ・据付費共	台	2				－
ｼｪﾙﾌ	・寸法（mm）　W1820×D360×H1630 ・ベンチ型4段 ・据付費共	台	1				－

名　　称	品質・形状・摘要	単位	数　量	単　価	金　　額	参考　メーカー	品番
移動ﾃｰﾌﾞﾙ	・寸法(mm)　W600×D600×H850 ・据付費共	台	1				－
ｷｬﾋﾞﾈｯﾄﾃｰﾌﾞﾙ	・寸法(mm)　W1200×D750×H850 ・据付費共	台	1				－
真空包装機	・寸法(mm)　W420×D570×H375 ・電気(60Hz、kW)　単相100V　0.95 ・据付費共	台	1			ホシザキ	HPS-300B
ﾌﾞﾗｽﾄﾁﾗｰ＆ｼｮｯｸﾌﾘｰｻﾞｰ	・寸法(mm)　W840×D880×H1425 ・配管口径(A)　排水(機器側)φ37、排水(設備側)50 ・電気(60Hz、kW)　三相200V　1.42 ・据付費共	台	1			ホシザキ	HBC-6B3-2
熟成乾燥庫	・寸法(mm)　W750×D900×H1975 ・配管口径(A)　排水(機器側)φ30、排水(設備側)50 ・電気(60Hz、kW)　三相200V　2.215 ・据付費共	台	1			ホシザキ	FDD-12B
ﾃｰﾌﾞﾙ型冷蔵庫	・寸法(mm)　W1200×D750×H850 ・配管口径(A)　排水(機器側)φ30、排水(設備側)50 ・電気(60Hz、kW)　単相100V　0.218 ・定格内容積:321L ・据付費共	台	1			ホシザキ	RT-120SDJ-ML
ｶﾞｽﾃｰﾌﾞﾙ	・寸法(mm)　W1500×D750×H850 ・LPG　口径(A)25、kW　46.1 ・フード　GF ・据付費共	台	1			ホシザキ	TGTA-1530A
一槽ｼﾝｸ	・寸法(mm)　W750×D750×H850 ・配管口径(A)　給水15、給湯15、排水(機器側)40、排水(設備側)50 ・据付費共	台	1				－
搬入費		式	1				－
運搬費		式	1				－
試運転調整費		式	1				－
小計							
消費税							
合計							

道の駅のと千里浜増築工事（備品その1）

図面番号	図　面　名　称
Ｍ－００	表紙・図面リスト
Ｍ－０１	機械設備　工事仕様書（１）
Ｍ－０２	機械設備　工事仕様書（２）
Ｍ－０３	機械設備　工事仕様書（３）
Ｍ－０４	配置図、付近見取図
Ｍ－０５	厨房設備　厨房機器リスト
Ｍ－０６	厨房設備　１階平面図
Ｍ－０７	厨房設備　厨房機器配置図

工　事　仕　様　書　（機械設備）

Ⅰ．工事概要

1. 工事名称　道の駅のと千里浜増築工事（備品その1）

2. 工事場所　石川県羽咋市千里浜町地内

3. 完成期日　令和　9　年　3　月　15　日　（余裕期間制度試行工事適用の場合は、左記を完成日の期限とする。）
   指定部分　・無　・有（指定期日：令和　年　月　日）　対象部分（　　）
   概成工期　・無　・有（令和　年　月　日）　(1.2.1(6))

4. 建物概要

建物名称	構造	階数	延面積（㎡）	消防令別表第一	備考
既存		1階建(地階　階.塔屋　階)	1,010.198		
増築		1階建(地階　階.塔屋　階)	175.760		
合計			1,185.958	(3)項ロ・(4)項	

5. 別契約の関連工事
   ⊙建築工事　⊙電気設備工事　⊙給排水衛生設備工事　⊙空気調和設備工事　・構内交換設備工事
   ・昇降機設備工事　・自家発電設備工事　・厨房機器設備工事　・屋外付帯工事　・植栽工事
   ・　・　・

6. 工事内容
   道の駅のと千里浜増築工事（備品その1）に伴う厨房設備工事一式を行う。

Ⅱ．工事仕様

1. 一般仕様
   1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和４年版」（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和４年版」（以下、「標準図」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和４年版」（以下「改修標準仕様書」という。）による。
   2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの標準仕様書・改修標準仕様書を適用する。
2. 特記仕様
   章は●印の付いたものを、特記事項で選択する項目は・印に○印の付いたものを適用する。
   ⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
   ⊙印と※印の付いた場合は、共に適用する。

章	項目	特記事項
一般事項	① 工事実績情報	請負金額５，０００千円以上の工事は工事実績情報登録を行う。 (1.1.4)
●	② 施工体制台帳の作成等	下請負に付する場合は、施工体制台帳を作成し、現場に備え付ける。また、施工体系図を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げる。 (1.1.5(3))
	③ 他工事との取り合い	スリーブ、箱入れなど他工事との取り合いは、別表－１によるものとし、施工に支障をきたさない時期までに、必要な位置、大きさ等を明示し、監督員と打ち合せる。 (1.1.7)
	④ 工事の記録等	工事総合進捗表、工事日誌、工事出面報告書、打合せ記録、工事箇所図及び現況写真等を記載した工事報告書を毎月１５日及び月末ごとに提出する。 (1.2.4)
	⑤ 施工条件	⊙ 新築工事　・ 改修工事（・ 執務並行改修　・ 全館無人改修） (1.3.3) ・ 工事用車両の駐車場所等は図示による。 (改1.3.3) ・ ・
	6 発生材の処理等	・ 引渡しを要するもの（・　） (1.3.9(2)) ・ 特別管理産業廃棄物（・ 廃石綿（エルボ保温、パッキン）　・　） ・ 現場で再利用を図るもの（・　） ・ 再資源化を図るもの（・ コンクリート　・ アスファルト　・ 木材 ・　）
	7 再使用機材	・ 取外し後再使用するものは図示による。 (改1.4.3)

章	項目	特記事項
一般事項	8 事前調査	石綿含有分析調査を　・ 行う（図示　箇所）　・ 行わない (改1.5.2)
	9 養生	1) 既存部分の養生範囲は、図示による。 (改3.1.1) 2) 養生の方法及び固定された備品・ロッカー等の移動は、図示による。 (改3.2.1)
	10 撤去等	1) 回収を要する機器及び配管の内容物　・ 冷媒　・ 吸収液　・ 廃油 (改4.1.1(3)) 2) 石綿の撤去は、図示による。 (改4.1.2(イ)) 3) 機器の撤去跡の壁面等の補修は、図示による。 (改4.2.4)
●	11 環境への配慮	1) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に規定される特定調達品「公共工事」等は下記による。また、判断基準を満たすことを確認する。 (1.4.1(1)) ・ 吸収冷温水機　・ 氷蓄熱式空調機器　・ 送風機　・ ポンプ ・ ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機　・ 下塗用塗料（重防食） ・ 大便器　・ 自動洗浄装置及びその組込み小便器　・ 自動水栓 2) 本工事の建物屋内で使用する揮発性有機化合物を放散する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次のとおりとする。 (1.4.1(2)) ① JISXはJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
	⑫ 機材の品質等	1) 本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は新品に限らない。 (1.4.2(1)) 2) 機器類の能力、容量等は図示された数値以上とする。 3) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として図示された数値以下とする。 4) 下表に示す機材等の製造者等は次の①から⑥までの事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する評価の書面を提出して、監督員の承諾を受ける。ただし、製造者等が「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿（最新年版）」（（一社）公共建築協会）等に記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ②生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制が整えられていること。

機材名称			
ボイラー	空気調和機	ポンプ類	タンク
温水発生機	空気清浄装置	ダクト付属品	消火装置
冷凍機	全熱交換器	自動制御	厨房機器
冷却塔	送風機類	衛生器具ユニット	鋳鉄製ふた

章	項目	特記事項
一般事項	13 一級技能士の適用	・ 配管(建築配管)　・ 建築板金(ダクト製作及び取付け) (1.5.2(1)) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事)　・ 厨房設備施工（厨房機器据付け及び整備） ・ 冷凍空気調和機器施工(冷凍機、パッケージ形空気調和機据付け、整備及び冷媒配管)
	14 工事の創意工夫等	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や工事特性に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。 (1.5.7)
	15 化学物質の濃度測定	建築物の室内空気中の濃度測定を　・ 行う　・ 行わない (1.5.8) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等は図示による。
	⑯ 中間検査	中間検査の実施　⊙ 無　・ 有（時期　・ 天井下地完了時　・　） (1.6.2)
	⑰ 完成図	原図及び製本（等倍　１　部、Ａ３縮小　２　部）提出する。 (1.7.2)
	⑱ 保全に関する資料	保全に関する資料は次のとおり、２　部提出する。 (1.7.3) ①建築物等の利用に関する説明書※ ②機器取扱説明書(主要機器一覧表とも) ③機器性能試験成績書（総合試運転調整報告書とも） ④官公署届出書類 ※「建築物等の利用に関する説明書」作成の手引き 手引きのダウンロード http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_kentikubuturiyou_tebiki.htm
	19 足場類	内部及び外部足場の種別は、図示による。防護シート等の養生は図示による。 (改2.2.1)
	⑳ 工事用水等	⊙ 既存施設に量水器等を設けて使用できる（有償）　・ 水道局引込み等 (改2.2.2)
	21 仮設間仕切・扉	設置箇所、種別及び塗装仕上げは、図示による。 (改2.2.3)
●共通事項	1 総合試運転調整	下記の項目の測定報告書(測定箇所は監督員の指示による）を提出する。 (1.3.3) ・ 風量調整　⊙ 水量調整　・ 室内外空気の温湿度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定　・ 騒音の測定　・ 振動の測定 ・ 飲料水の水質測定（・ 11項目　箇所　・ 16項目　箇所） ・ 雑用水の水質測定（建築物環境衛生管理基準による。）

章	項目	特記事項
●	② 配管等	1) 仕切弁はJIS又はJV（・ 5K　⊙ 10K（水道直結等の図示部分））とする。 (2.2.1) 2) 絶縁継手の取付け箇所は、図示による。 (2.2.12) 3) 建物導入部の変位吸収方法は次による。ただし、排水及び通気配管を除く。 (2.4.1(3)) 標準図（・ (a)フレキシブルジョイント　・ (b)　⊙ (c)　）による。 (2.5.7(1)) 4) 呼び径60Su以下のステンレス鋼管は、（・ プレス　⊙ 拡管　・　）接合とする。 5) ポリエチレン管の接合方法は、（⊙ 電気融着　・ メカニカル）とする。 (2.5.10(2)) 6) 溶接部の非破壊検査を　・ 行う　⊙ 行わない (2.5.15.12(ウ)) 7) 地中埋設標の設置箇所は、図示による。 (2.7.1(8)) 8) 埋設表示用テープ（倍折）を土被り150㎜程度の深さに埋設する。 (2.7.1(9)) 9) 埋設深さは、図示が無い場合、車両道路(⊙ 60cm　・　)、 (2.7.2) その他(⊙ 30cm　・　）以上とする。
	3 防凍保温	屋外露出部(給水管、消火管、膨張管、冷温水管、弁類を含む)は 防凍保温を行い、保温材の厚さは配管の呼び径25㎜以下のものは50㎜以上、それ以外は40㎜以上とする。 (3.1.6)
	4 塗装	下記の亜鉛めっきを施した露出ダクト及び露出配管は、塗装を行わない。 (3.2.1.1) ⊙ 機械室（エレベーター機械室）　⊙ 電気室（自家発電）　⊙ 倉庫　・
	5 吊り及び支持金物の防錆	多湿トレンチ内等の吊り金物、支持金物類は溶融亜鉛めっき処理又はステンレス鋼製とする。 (3.2.2.1)
共通事項	⑥ 監督員事務所等	1) 監督員事務所を　※ 設けない　・ 設ける[・ １号（10㎡程度）　・ ２号(20㎡程度）] (4.1.1(イ)) 2) 監督員事務所に設ける備品等 ・保護帽　・墜落制止用器具　・長靴　・合羽　・机　・椅子 ・懐中電灯　・書棚　・黒板　・寒暖計　・　・ 3) 設計図を工事監理用に製本（等倍　１　部、Ａ３縮小　２　部）し、監督員事務所等に置く。
	7 快適トイレ（快適トイレ実施要領に基づく）	・ 快適トイレを設置する　・ 快適トイレを設置しない（別途工事で設置等） ※ 監督員へ提案・協議し、快適トイレを設置することができる 快適トイレを設置した場合は、設計変更の対象とし、「快適トイレ実施要領」により費用を計上する。
	⑧ 工事現場の表示板	工事現場には、下記表示板を設置する。　（記入例） (4.1.1(ウ)) 上段の地色は白色 文字は青色 工事名 工期　自　年　月　日～至　年　月　日 発注者　※※※ 下段の地色は青色 文字は白色 設　計　（建築・設備委託業者名を記入） 監　理　（建築・設備委託業者名を記入） 施　工　建　築　（施工業者名を記入） 電　気　（施工業者名を記入） 機　械　（施工業者名を記入） この工事は、週休２日に取り組んでいます 60cm～75cm　90cm 設計及び監理の欄は、実施設計及び工事監理が委託発注された場合。 工事名は、各工事とも共通な名称とし、各文字は角ゴシック体とする。 ※ 根切り土の中の良質土（ただし、管の周囲は山砂）　・ 山砂 (4.2.1(オ))
	9 埋め戻し土	
	10 建設発生土の処理	・ 現場内で処理 (4.2.1(カ)) ・ 構内指示の場所に堆積　・ 構内指示の場所に敷き均し ・ 場外搬出適正処理　（「再生資源利用促進計画書及び実施書」を監督員に提出のこと。） ※ 指定（想定）搬出先　受入場所： 受入時間帯：　時　分～　時　分 仮置き等：
	11 はつり	1) 放射線透過検査を　・ 行う　※ 行わない（但し、鉄筋探査は行う。） (改4.1.2) 2) 配管貫通部の穴開けは、ダイヤモンドカッターとし、場所・口径は図示による。 (改4.1.3) 3) 既設基礎の解体、撤去後の床補修は、図示による。 (改4.1.5)
	12 あと施工アンカー	1) 埋込み配管等の探査の範囲及び方法は、図示による。 (改5.2.1) 2) 施工後確認試験（引張試験）を　・ 行う（　箇所）　・ 行わない (改5.2.3)
	13 県内産材料	石川県建設工事標準請負契約約款（以下「請負契約約款」という。）第６条の２第７項により、調達する工事材料は石川県産とするように努めることについて、工事着手前に使用材料確認願いを提出する。
	⑭ 材料検査	請負契約約款第１３条第２項に定める監督員の検査を受けて使用する工事材料は次のとおり。 ・ 熱源機器　・ 空調機器　・ ポンプ類　・ ダクト及び付属品　・ 衛生器具 ・ タンク類　・ 消火機器　・ 合併処理槽　⊙ 厨房機器　・ ・　・
	⑮ 工事写真等の記録	1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領（令和３年改定）」による。

最終改訂　Ｒ７．１０．１

章	項目	特記事項

共通事項

2) 請負契約約款第１４条第３項に定める工事写真は次のとおり。
・ 地中埋設配管部　・ 機器の基礎及びアンカーボルト埋設部　・ 塗装工程
・ 保温工程　・ 天井、トレンチ内の隠ぺい箇所　・ 躯体スリーブ

3) 区分による規格、枚数、部数は次による。

区分	大きさ(mm)	撮影枚数	部数	備考
着工前	100×148程度	監督員の指示による	１部	工事期間中は現場事務所に整理保管し、
工事中	85×115程度	監督員の指示による	１部	工事完成時に提出する。
完成時	100×148程度	監督員の指示による	１部	Ａ４用紙に整理したもの

4) 完成写真の撮影は、次による。　・ 建築写真撮影業者　※ 建築写真撮影業者以外
5) 写真はＡ４用紙に順序よく貼付又は印刷し、説明事項を記入して提出する。
6) 中間検査又は監督員の指示により、手直しを命じられた工事は、手直し前、中、後が判断できる写真を撮影し、報告書に添付し提出する。

16 部分払いの対象工事材料
請負契約約款第３７条第１項に定める部分払の対象とする工事材料は次のとおり。
・ 機器　・ 器具　・ 配管　・

⑰ 火災保険等
請負契約約款第４９条に定める火災保険等は次のとおり。（加入期間は着工日より引渡日まで）
※ 組立保険　・ 建設工事保険

⑱ 耐震施工
次に示す事項を除き、すべて独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針２０１４年版」による。 (3-2.1.1(5))
1) 機器の設計用標準水平震度及び耐震クラスは図示による。図示がなければ次による。

設置場所	耐震安全性の分類（重要機器、一般機器共通）	
	特定の施設	一般の施設
	・ 耐震クラスＳ	⊙ 耐震クラスＡ
上層階、屋上及び塔屋	２．０	１．５ ＜２．０＞
中間階	１．５	１．０ ＜１．５＞
一階及び地下階	１．０ （１．５）	１．０

注1 設置場所の区分は、機器等を支持する床部分により適用し、天井面（上階床）より支持する機器等は直上階を適用する。
注2 上層階は、２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、10～12階建の場合は上層３階、13階建以上の場合は上層４階とする。
注3 （ ）内の値は水槽類（受水槽、高置水槽、消火関係水槽、オイルタンク等）、＜ ＞内の値は防振支持の機器（防振材・防振装置を介して設置される機器）に適用する。
2) 地域係数は１．０とする。
3) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の１／２とし水平地震力と同時に働くものとする。
4) １ｋＮ以下の軽微な機器（標準仕様書の適用を受けるものは除く）においても耐震を考慮し据付け又は取付けを行うものとするが、前記指針の方法によらなくてもよい。

⑲ 名札の義務
請負金額１０，０００千円以上の元請工事の現場代理人及び主任（監理）技術者は顔写真付き名札を常時着用する。下記の寸法等は、参考であり、社員証等に替えることができる。

⑳ 退職金共済制度
受注者は建設業退職金共済制度に加入し、本工事の掛金収納書を工事請負契約締結後１ヵ月以内に監督員を通じて発注者に提出する。また、現場事務所に適用標識（シール）を掲示する。

㉑ 過積載等の防止
1)積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませない。
2)さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませない。
3)過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長しないようにする。
4)取引関係のあるダンプカー事業車が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずる。
5)建設発生土の処理及び資材の購入に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにする。
6)「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和４２年８月２日法律第１３１号。以下「法」という。）の目的に鑑み、法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進する。
7) 1)から6)につき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導する。

22 景観への配慮
本工事は、石川県公共事業景観形成ガイドラインに基づく下記の事業であり、景観に配慮した施工に努める。　・ 重点事業　・ 一般事業

23 総合評価方式における技術提案
「石川県建設工事総合評価方式試行要領」に基づく、「技術提案」がある場合は、提案内容を本工事において確実に履行し、「技術提案履行状況報告書」を監督員に提出の上、履行状況の確認を受ける。履行にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議する。

㉔ 電子納品
※ 行う（「電子納品仕様書」による。）　・ 行わない
電子納品仕様書
１　電子納品とは、出来形管理資料や工事写真等の工事完成図書を電子データで納品するものである。
ここでいう電子データとは、下表に示す各種電子納品要領等で定めるフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

名称
営繕工事電子納品要領（令和３年改定）
官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】（令和４年改定）

基準・要領類のダウンロード　http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

章	項目	特記事項

共通事項

２　工事関係書類の最終成果品を、従来の紙での納品と別にＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒ又はＢＤ－Ｒで１部納品する。
３　工事着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うものとする。
工事関係書類の内、電子データで提出するものは、事前協議にて決定する。

㉕ 公共事業労務費調査の協力
受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。工期経過後においても同様とする。
① 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をする。
② 調査票等を提出した事業所が、事後に発注者が行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力する。
③ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行う。
④ 下請負に付する場合には、当該下請工事受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前各号と同様の義務を負う旨を定める。

㉖ 事故の補償
受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。（法定外の労災保険を含む）

空気調和設備

1 煙道
ばい煙濃度計取付座、ばいじん量測定口、伸縮継手及び掃除口は図示による。 (1.1.2)

2 冷媒
パッケージ形空気調和機等の冷媒の種類は、図示による。 (1.7.5.15)

3 ダクト
1) 低圧ダクト　・ アングルフランジ工法　・ スパイラルダクト (1.14.3.1～2)
・ コーナーボルト工法（ ・ 共板フランジ　・ スライドオンフランジ ）
2) 高圧ダクトの適用範囲は図示による。
3) 厨房用長方形排気ダクトの板厚は、標準仕様書の１ランク厚いものを使用する。 (1.14.3.5)

4 チャンバー
消音内貼りを施すチャンバーは、図示による。 (1.14.6.(1))

5 風量測定口
取り付け位置は、図示による。 (2.2.5.5)

6 基礎
防振基礎は、図示による。 (2.1.1(3))

7 配管材料
1) 冷温水管　・ 配管用炭素鋼鋼管(白)　・ (2-2.1.2.1)
2) 冷却水管　・ ポリ粉体ライニング鋼管(PB)　・
3) 蒸気管　給気管　・ 圧力配管用炭素鋼鋼管(黒)　※ 配管用炭素鋼鋼管(黒) (2-2.1.2.2)
還管　※ 圧力配管用炭素鋼鋼管(黒)　・
4) 油管　屋内　・ 配管用炭素鋼鋼管(黒)
地中　・ ポリエチレン被覆鋼管(PLS(PE1H))
屋外露出、暗渠　・ 硬質塩化ビニル被覆鋼管(PLV)
5) 冷媒配管　※ 断熱材被覆銅管　・ 銅管 (2-2.1.2.4)
6) 空調用ドレン管　・ 配管用炭素鋼鋼管(白) (2-2.1.2.6)
・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP)(屋内露出を除く)
7) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラーへの給水管は配管用炭素鋼鋼管(白)とする。

8 伸縮管継手
鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。 (2-2.2.7.1)

9 瞬間流量計
・ 着脱形　・ 固定形　を設ける。 (2-2.3.8)

10 保温
1) 還りダクト（ＲＡダクト）の保温範囲は図示による。 (2-3.1.4)
2) 外気取入れダクト（ＯＡダクト）の保温範囲は図示による。
3) 外壁１ｍ以内のダクト及び多湿箇所（図示の範囲）のダクトは保温（25mm厚）を行う。
4) 膨張タンクよりボイラーへの補給水管の保温は、温水管の項による。
5) 建物内の空気抜き管の保温は、温水管の項による。
6) 冷媒管の保温外装は次表による。

屋内露出	・ 合成樹脂製カバー　・ 保温化粧ケース
屋外露出	・ ステンレス鋼板　・ 保温化粧ケース

11 冷媒(フロン類)の回収
1) 業務用冷凍空調機器等（エアコンディショナー、冷蔵機器、冷凍機器等）で「フロン排出抑制法」の対象となっている機器 (改2.4.3)
・「第一種フロン類充填回収業者登録通知書」の写しを提出する。
・「フロン類引取証明書」を提出する。
2) 家庭用のエアコン等で「家電リサイクル法」の対象となっている機器
・「特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサクル券）」の写しを提出する。

自動制御設備

1 システム構成
図示による。 (1.1.1(2))

2 電源装置
無停電電源装置は、図示による。 (1.4.2.9)
(1.5.1)(2.3.1)

3 電気計装用配線
原則、配線はＥＭケーブル等とし、天井隠ぺい部は、図示がなければケーブル配線とする。

給排水衛生設備

1 水栓
水抜栓を使用する系統の水栓は、固定こま式とする。台所流し用水栓は泡沫式とする。 (1.1.6)

2 量水器
1) ・ 親メーター（ ・ 貸与品　・ 買取 ）　・ 子メーター（ ・　・貸与品 ） (2-2.2.16)
2) 量水器桝　・ 水道事業者指定品（ ・ 貸与品　・ 買取 ）　・ 標準図 ＭＣ形 (1.8.4)

3 汚水用水中ポンプ
水中ケーブルの長さは、図示による。 (1.2.7)

4 タンクの保温
ステンレス鋼板製タンクの保温を　・ 行う　・ 行わない (1.4.2.4)(1.4.2.5)

章	項目	特記事項

給排水衛生設備

5 緊急遮断弁装置
受水槽、高架水槽に設ける緊急遮断弁装置は、図示による。 (2-2.2.22)

6 配管材料
1) 給水管　一般　・ ポリ粉体ライニング鋼管(PB)　・ ステンレス鋼鋼管 (2-2.1.2.5)
・ 厨房、浴室等のシンダー内配管はポリ粉体ライニング鋼管(PD)
地中　・ ポリ粉体ライニング鋼管(PD)　・ ステンレス鋼鋼管
・ 水道用硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP)　・ 水道用ポリエチレン管
引込管（直結部分）は水道事業者指定のものとし、図示による。加入負担金は別途
2) 給湯管（膨張管及び補給水タンクよりボイラーなどへの補給水管を含む。）
・ 銅管（壁又は床埋設は、被覆銅管又は保温付被覆銅管としてもよい。）
・ ステンレス鋼鋼管　・ 耐熱性塩化ビニルライニング鋼管
3) 消火管　一般　・ 配管用炭素鋼鋼管(白)
地中　・ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(VS)
4) 排水管　屋内　・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP)　・ 耐火二層管(VP) (2-2.1.2.6)
・ リサイクル発泡三層管(RF-VP)　・ 耐火二層管(RF-VP)
屋外　・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
圧送　・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP)　・ 水配管用亜鉛めっき鋼管
5) 通気管　・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP)　・ 耐火二層管(VP)
・ リサイクル発泡三層管(RF-VP)　・ 耐火二層管(RF-VP)

7 洗面器等の排水管
洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより１サイズアップとする。 (2-2.4.8)

8 満水試験継手
取付け位置は、図示による。 (2-2.9.4)

ガス設備

1 配管材料
1) 屋内　・ 配管用炭素鋼鋼管(白) (2.1.1)(3.1.1)
2) 地中　・ ポリエチレン被覆鋼管(PLS(PE1H))　・ ガス用ポリエチレン管
3) 屋外露出、暗渠　・ 硬質塩化ビニル被覆鋼管(PLV)　・ 配管用炭素鋼鋼管(白)

2 メーター
・ 親メーター（ ・ 貸与品　・　 ）　・ 子メーター（ ・ 買取　・ 貸与品 ）
(2.1.7)(3.1.3.4)

3 ガス漏れ警報器
・ 本工事（図示による）　・ 別途工事 (2.1.3)(3.1.3.6)

4 その他
ガス遮断装置、漏洩検知装置、電気防食措置、ボンベの転倒防止措置は、図示による。

浄化槽設備

1 配管材料等
1) マンホールふた　・ ボルトロック式　・ メーカー標準ロック式 (2.1.27)
2) 管材や弁類は、図示による。 (2.1.30)

2 山留め
山留め壁　・ 要（図示による。）　・ 不要 (2.2.1(ｳ))

3 維持管理
工事引渡後６ヶ月間は受注者が維持管理を行い、７条検査を受検し、その報告を行う。 (2.2.2)

（別表－１）他工事との取り合い

工事内容			機械	電気	建築	備考
開口部	はり、床、壁の貫通部（ＲＣ造）	スリーブ、仮枠、穴埋共	●			Ｓ造は建築
		補強筋			●	建築図面に図示
	天井、壁の切り込み	ボード類切込み	●			
		下地補強			●	建築図面に図示
外部取付ガラリ（ダクト、チャンバの接続用フランジを含む）					●	建築図面に図示
レンジフードファン、フード（取付枠共）及び流し台（排水トラップ共）					●	
洗面所、手洗所等の大型鏡、はめ込型洗面器用カウンター及び身障者用手すり					●	
下流し、足洗い場及び玄関の排水			●			
床、天井、壁の点検口及び床下水槽のマンホール蓋					●	建築図面に図示
屋内外設備（受水槽、ポンプ等）の基礎					●	建築図面に図示
屋上設備の基礎					●	建築図面に図示
地下油タンク室等のコンクリート工事					●	建築図面に図示
油サービスタンクの防油堤					●	
ボイラーの煙突及びプロパンボンベ庫（既製のものは機械）					●	
実験台(陶器製流し、化学水栓、ガス栓及びコンセント共付属品を含む)					●	
実験台への配管及び配管接続			●			
電気配線	機器付属の制御盤以降の配管配線（接地共）		●			二次側
	機器付属の制御盤への電源供給の配管配線			●		一次側
	制御盤と動力盤間の電源供給及び操作回路の渡り配管配線			●		
	機器と付属操作スイッチとの渡り配管配線			●		

章	項　目	特　記　事　項
〇 そ の 他	1 いしかわ週休 ２日工事	工事現場において週休２日に取り組む「いしかわ週休２日工事」（以下、「週休２日工事」という。）の適用については、次のとおりとする。 なお、週休２日の工事の定義（様式）等については、石川県土木部監理課技術管理室ＨＰの「いしかわ週休２日工事　実施要領」を参照すること。 （１）当初設計において、週単位の週休２日にかかる補正係数を乗じている。 （２）受注者は、工事現場に週休２日に取り組むことを記載した工事看板を設置すること。 （３）受注者は、現場着手前に休日取得［計画］表を作成し、監督員に提出・共有すること。 （４）受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は休日取得［計画］表を修正し、監督員に提出・共有すること。 （５）受注者は、工期最終日までに、休日取得［実績］表を記入し、監督員に提出すること。 （６）分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業が無い状態も「現場閉所」とみなす。 （７）発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、週単位の週休２日に満たない場合は、月単位の週休２日（４週８休相当）の補正に減額するものとし、月単位の週休２日（４週８休相当）に満たない場合は、補正分を減額するものとする。 なお、週休２日の確保が確認できなかった場合であっても、工事成績評定で減点評価は行わない。
	2 余裕期間制度 試行工事	1）適用 ・　対象 ※　対象外 2）余裕期間制度対象工事の内容 （１）本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の着手及び完成日を設定することができる工事であり、建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領に基づき実施するものとする。 （２）受注者は、契約締結日から着工日の期限までの間で、休日を除く任意の日を着工日として設定することができる。 （３）受注者は、完成日の期限までの間で、休日を除く任意の日を完成日として設定することができる。 （４）工期は受注者が任意で設定した着工及び完成日を記載する。 （５）受注者は、契約時に現場代理人及び主任技術者選任届を発注者に提出しなければならない。 （６）受注者は、着工日までの余裕期間内に工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物や現場事務所の設置等の準備工を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び労働者の手配は、この限りでない。 （７）受注者は、余裕期間の間は、現場代理人及び主任（監理）技術者の配置を要しない。 （８）受注者は、着工日までに施工計画書を提出するものとする。 （９）余裕期間制度の適用により増加する費用は、受注者の負担とする。 （１０）その他、この特記仕様書に定めのないことについては、建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領によるものとする。 （着工日の期限）　契約締結日から起算して〇ヶ月以内
	3 イメージアップ 看板	・　設置する ・　設置しない（別途工事で設置等） ※　監督員へ提案・協議し、設置することができる（設置費は受注者負担とする） 【参考図】 野立型（大）　H1400×W1100 野立型（小）　H1400×W550 壁掛型　H750×W900 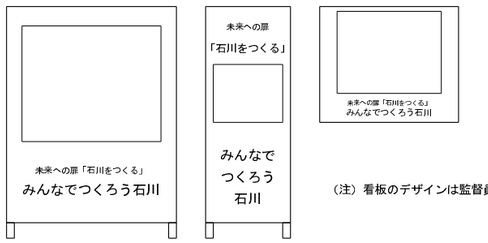 （注）看板のデザインは監督員に確認すること
	4 情報共有 システム	石川県建設工事情報共有システム実施要領（営繕工事編）に基づく。 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/eizen/kijun/kijun.html ・　利用する（発注者指定型） ※　現場着手前に発注者と協議し、利用することができる（施工者希望型）

章	項　目	特　記　事　項

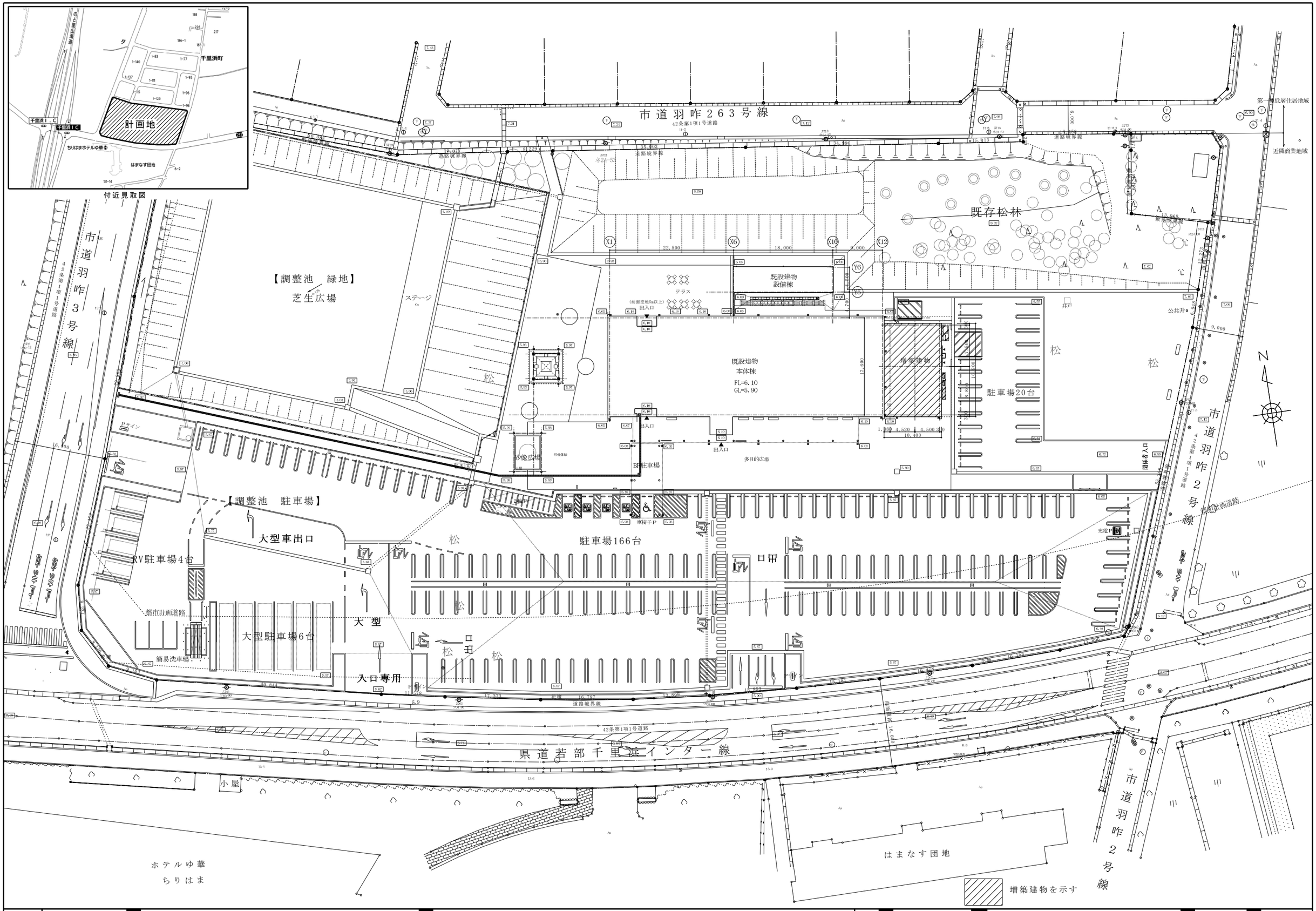

JOB NO. 125219	2026 年 03 月	道の駅のと千里浜増築工事（備品その1）	一級建築士事務所 株式会社浦建築研究所 一級建築士 第276761号 浦 淳	設計 ・ ・	標題 配置図、付近見取図	縮尺 A1:1/300 A3:1/600	図番 M － 04

No.	品名	形式	台数	寸法(mm) W	寸法(mm) D	寸法(mm) H	配管口径(A) 給水	配管口径(A) 給湯	配管口径(A) 排水 機器側	配管口径(A) 排水 設備側	LPG 口径 A	LPG kW	電気(60Hz,kW) 単相100V	電気(60Hz,kW) 単相200V	電気(60Hz,kW) 三相200V	フード	備考	製品質量 約 kg
A-	< 水産加工室1 >																	
1	プレハブ冷凍冷蔵庫	PRF-23CC-0.96/22CC-1.06	1	2300	2850	2460			25×2	50×2			0.4		1.725,1.795		床付ウォークイン標準、冷凍機別置き	650
2	シェルフ		4	1220	610	1630											ベンチ型　4段	29
3	移動テーブル		1	900	600	850												27
4	包丁マナ板UV殺菌庫	UVS-30A	1	300	450	1550			25	50			0.33					38
5	ワークテーブル		1	900	600	850												25
6	二槽シンク		1	1500	600	850	15×2	15×2	40×2	50×2							SUS304仕様	50
7	電解水生成装置WOX	WOX-50WB	1	285	145	335	15GV		φ6×2	シンクへ			0.17					7
8	冷凍庫	HF-150B3	1	1500	800	1910			φ26	50					0.658		定格内容積：1335L	159
9	冷蔵庫	HR-150B3-ML	1	1500	800	1910			φ30	50					0.294		定格内容積：1347L	146
10	キャビネットテーブル		2	1800	600	850												83×2
11	シェルフ		1	1820	360	1630											ベンチ型　4段	28
																		小計　1325
B-	< 水産加工室2 >																	
1	移動テーブル		1	600	600	850												23
2	キャビネットテーブル		1	1200	750	850												70
3	真空包装機	HPS-300B	1	420	570	375							0.95					49
4	ブラストチラー＆ショックフリーザー	HBC-6B3-2	1	840	880	1425			φ37	50					1.42			183
5	熟成乾燥庫	FDD-12B	1	750	900	1975			φ30	50					2.215			200
6	テーブル型冷蔵庫	RT-120SDJ-ML	1	1200	750	850			φ30	50			0.218				定格内容積：321L	75
7	ガステーブル	TGTA-1530A	1	1500	750	850					25	46.1				GF		140
8	一槽シンク		1	750	750	850	15	15	40	50								33
																		小計　773
	合計											46.1	2.068		8.107			2098

JOB NO.	年	月	工事名	事務所	建築研究所	建築士	設計	標題	縮尺	図番
125219	2026	03	道の駅のと千里浜増築工事（備品その1）	一級建築士事務所 株式会社浦建築研究所	一級建築士 第276761号 浦 淳	・ ・	厨房設備 厨房機器リスト	N.S N.S	M － 05

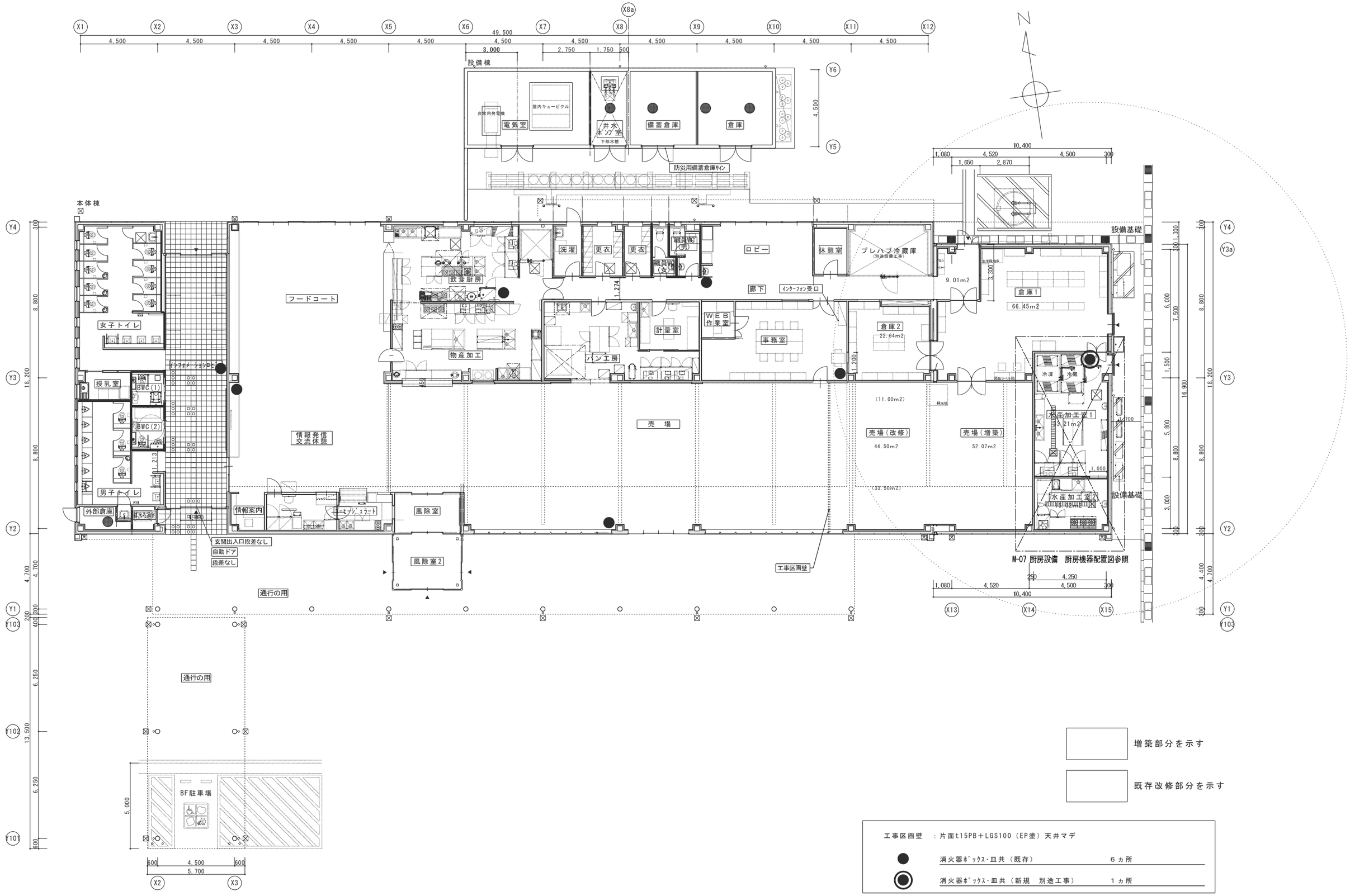

JOB NO. 125219	2026 年 03 月	道の駅のと千里浜増築工事（備品その1）	一級建築士事務所 株式会社浦建築研究所 一級建築士 第276761号 浦 淳	設計 ・ ・	標題 厨房設備　1階平面図	縮尺 A1:1/100 A3:1/200	図番 M－06

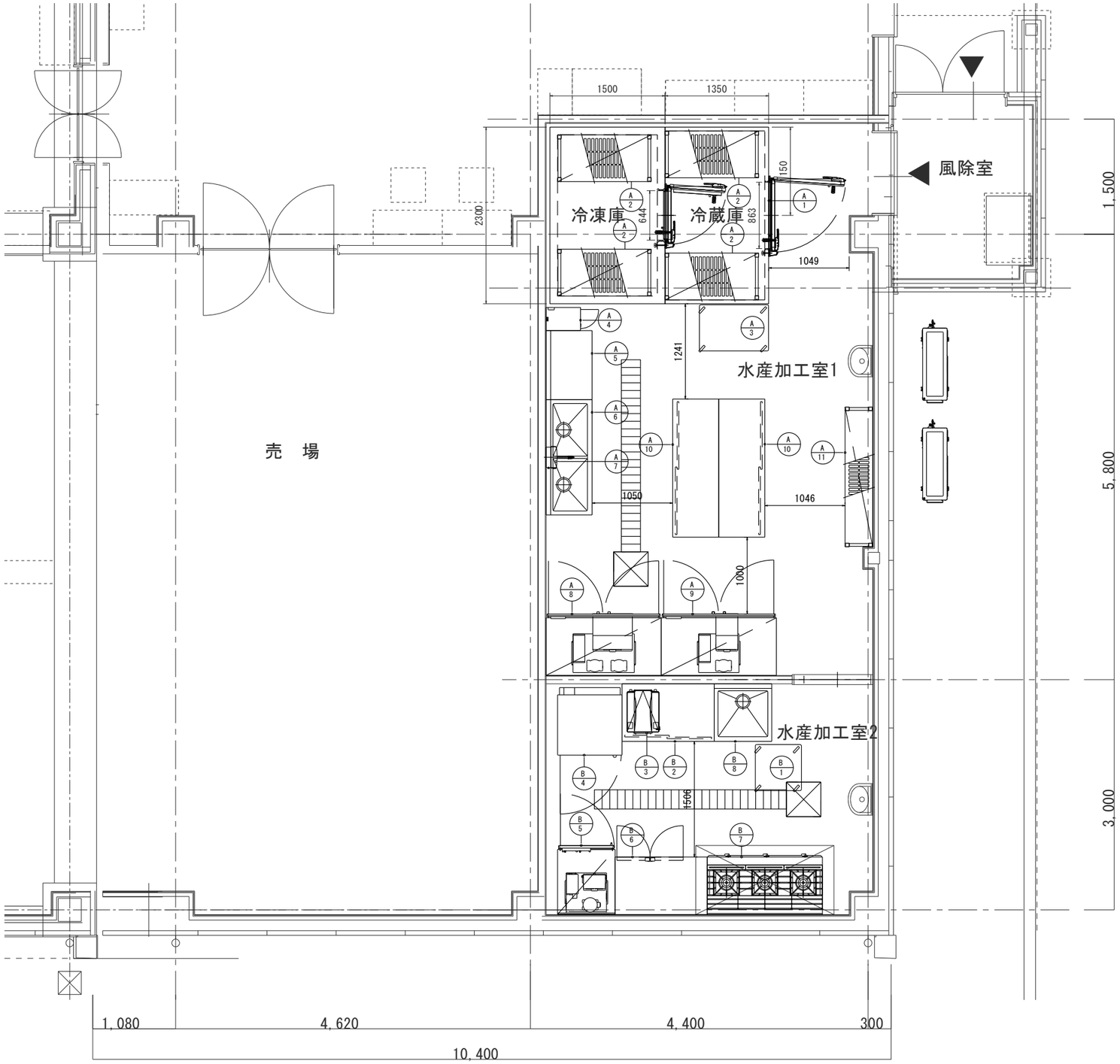

機器No.凡例

- 既存品
- 別途品
- 現場寸法合せ品
  ※寸法解除後約7日間の納期を要します

図示記号凡例

- フード【空調工事】
- 手洗器【設備工事】

特記事項

◇ 厨房区画内は、床・壁・天井とも下地及び仕上材を不燃材料とみなす
◇ 厨房工事は機器の搬入・据付までとし設備等接続工事は別途工事【設備工事】・【電気工事】とする
◇ 壁取付棚・吊戸棚裏下地補強・吊ボルト・壁面ステンレス貼りは別途工事【建築工事】とする
◇ フード・ダクト・グリスフィルターの製作および設置は別途工事【設備工事】とする
◇ グレーチング・グリストラップの支給および設置工事は別途工事【設備工事】とする
◇ 給湯器・シンク水栓（カラン）の支給および設置工事は別途工事【設備工事】とする
（カラン一ヶ所に付給湯器4号以上・給湯接続仕様の洗浄機は専用給湯器【75℃程度】が必要）
◇ 建築仕上げ寸法により通路幅の変動が生じることを想定した図面である

JOB NO.	2026 年 03 月	道の駅のと千里浜増築工事（備品その1）	一級建築士事務所 株式会社浦建築研究所 一級建築士 第276761号 浦 淳	設計 ・ ・	標題 厨房設備 厨房機器配置図	縮尺 A1:1/30 A3:1/60	図番 M － 07
125219							